

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署: 学校教育部指導課 No.001

処 分 名	春日部市教育センター実習室の利用許可
処 分 の 概 要	春日部市教育センター実習室を利用しようとする者は、実習室利用申請書を提出し、教育委員会の許可を受ける必要があります。
根拠条例等・条項	春日部市教育センター実習室規則（平成 17 年教育委員会規則第 25 号）第 5 条
審 査 基 準	利用できる方は、次の（１）から（３）のいずれかの要件を満たす方です。 （１）市内小・中学校に勤務する教職員 （２）教師の引率又は保護者同伴の市内在住の児童生徒 （３）その他春日部市教育委員会が適当と認めた者 ・教育委員会が共催・後援した活動をする団体 など
標準処理期間	1 日
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 26 年 4 月 1 日）
申 請 時 期	利用する日の 1 か月前から
申 請 方 法	教育センター2 階教育相談センター窓口への提出 又は 郵送
備 考	管理上必要があるときは、利用について条件を付すことがあります。（春日部市教育センター実習室規則第 5 条第 4 項） 休所日、利用時間 実習室の利用時間は、休所日を除いた日の午前 9 時から午後 5 時までとします。
根拠条例及び関係例規等の抜粋	■春日部市教育センター実習室規則 第 5 条 実習室を利用しようとする者は、実習室利用申請書（様式第 1 号）を提出し、教育委員会の許可を受けなければならない。 2 実習室利用申請書の受付は、利用する日の 1 か月前からとする。 3 教育委員会は、第 1 項の許可をしたときは、実習室利用許可書（様式第 2 号）を交付するものとする。 4 教育委員会は、利用を許可するに当たって管理上必要があるときは、利用について条件を付すことができる。